

質問回答書

番号	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
1	認定公募設置等計画の有効期間の確認	公募設置等指針	9	2	認定公募設置等計画の有効期間	現実的に工事着工に関しては現指定管理者等、事業エリアに関わる関係者と協議が必要かと思いますが、それにより着工日の変更、竣工のズレ等が予測されます。その際には令和8年4月の時点で公募対象公園施設、特定公園施設整備など終了させている事が前提でしょうか？	公募設置等指針に記載のとおり、リニューアル部分の供用開始は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに行ってください。
2	公募対象公園施設の設置可能な場所	公募設置等指針	11	28	第3章_2. 公募対象公園施設の場所	公募対象公園施設の設置可能な範囲が図表で表記がありますが、現在の遊具があるエリア(舗装がない部分)については設置可能な範囲との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	特定公園施設の設置可能な場所	公募設置等指針	13	6	第3章_5._(1)_①特定公園施設等の範囲	特定公園施設の設置可能な範囲が図表で表記がありますが、現在の遊具があるエリア(舗装がない部分)については設置可能な範囲との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	管理事務所建て替えについて	公募設置等指針	14	3	第3章_5._(1)_②特定公園施設の種類の整備内容	必須提案施設の既存公園施設改修の欄に管理事務所併設トイレについて、※1に管理事務所の改修または建て替えを行う提案も認めるとありますが、管理事務所建て替えの場合について現状と同様にトイレの併設は必要でしょうか。またその場合、現状のトイレと同等の内容を整備で良いでしょうか。	管理事務所建替えの場合は、トイレの併設が必要です。トイレの整備内容についてはご理解のとおりです。
5	管理事務所建て替えについて	公募設置等指針	14	3	第3章_5._(1)_②特定公園施設の種類の整備内容	サウンディングで確認させて頂きましたが、管理事務所を移転新築する場合、記念館三笠の売店の移転先を設ける必要がないと伺いましたがその認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
6	音楽イベントエリアについて	公募設置等指針	14	3	第3章_5._(1)_②特定公園施設の種類の整備内容	必須提案施設について、音楽イベントエリア(野外ステージ及び大屋根広場)に音楽イベント等に必要となる関連施設を公募対象公園施設として提案することも可とありますが、イベントが開催されない通常時は公募対象公園施設として整備した関連施設を公園利用者が自由に出入り可能となる憩いの空間として提供することは必須でしょうか。	詳細は提案内容によりますが、原則として大屋根の下の広場部分については、通常時において公園利用者が自由に出入り可能な空間とすることは必須です。
7	音楽イベント等に必要となる関連施設を公募対象公園施設として提案すること	公募設置等指針	14	11	第3章_5_(1)_②_※2	音楽イベント等に必要となる関連施設を公募対象公園施設として提案することも可とありますが、どのような場合を想定してこの一文を記載されたかご教示ください、また提案の有無によって評価に影響はありますでしょうか。	前段については、例えば音楽施設に付帯する常設の楽屋施設等が想定されます。後段については、提案の有無自体は評価対象ではありません。
8	DB対象施設の業務着手について	公募設置等指針	15	9	第3章_5_(2)特定公園施設等の建設に要する費用	DB対象施設について令和6年度中に業務着手とありますが、設計建設請負契約を締結したのち現地測量等設計業務を行うための業務を着手という認識でよろしいでしょうか。また、現場代理人および監理技術者等の配置は契約締結からではなく建設業務開始(着工)までの日程でよろしいでしょうか。	設計建設請負契約を締結していただきますが、着手の内容は、問いません。また、設計業務及び建設業務の着手までに「現場代理人及び主任技術者等届」をそれぞれ提出していただきます。
9	自転車駐車場の設置について	公募設置等指針	15	37	第3章_6._(2)自転車駐車場	公募対象公園施設の利用者を含む、公園利用者に限定する自転車駐車場(無料)の設置の場合は、利便増進施設ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問回答書

番号	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
10	シェアサイクルポートについて	公募設置等指針	15	38	第3章_6._(2)自転車駐車場	利便増進施設に関し、現在設置されているシェアサイクルポートの事業開始後の契約上の扱いは本件公募とは別と考え、市と現在設置のシェアサイクル事業者との契約と捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	指定管理者について	公募設置等指針	16	6	第3章_7._(1)指定管理者の指定	複数の企業からなるグループで参加する場合、代表企業＝プロジェクトマネジメント業務担当企業とパークマネジメント業務担当企業、維持管理業務担当企業が異なる場合、指定管理者は、グループが指定されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	指定管理者の指定について	公募設置等指針	16	6	第3章_7_(1)指定管理者の指定	指定管理者の指定として、プロジェクトマネジメント業務担当企業、パークマネジメント業務担当企業、維持管理業務担当企業を指定管理者に認定すると記載がありますが、グループで応募する場合、それ以外の業務を担う企業は指定管理者にはなれないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、例えば建設業務担当企業が指定管理業務担当企業を兼ねることは可能です。
13	人件費・物価上昇に関する確認	公募設置等指針	16	18	運営段階の負担上限	上限額1,059,479千円とありますが、20年間にわたる運営の中で人件費の上昇、物価高騰など発生する事と理解します。適時、賃金スライド、物価高騰についての補填等の考え方をお示しいただけますでしょうか？	指定管理開始後に人件費等の物価変動が生じた際、指定管理料の増減について本市または指定管理者の申し入れにより協議を行うこととしています。
14	管理許可施設の管理許可について使用料について	公募設置等指針	16	36	第3章_7._(4)管理許可施設の維持管理・運営	野外ステージに大屋根広場を併設して特定公園施設として整備した場合に、野外ステージの管理許可における利用料金は全額減免となるとのことですが、ステージ外の大屋根のかかる部分やイベント客席のエリアについては、管理許可使用料が必要との認識でよろしいでしょうか。	野外ステージ外の大屋根のかかる部分やイベント客席のエリアについては、管理許可施設とした場合は、管理許可使用料は必要です。
15	管理許可施設の運営について	公募設置等指針	16	36	第3章_7_(4)管理許可施設の維持管理・運営	管理許可使用料は全額減免とありますが、指定管理者による営利目的のイベントにおいても全額減免となるのでしょうか。また、指定管理者がほぼ独占的に利用(営利目的であってもなくても、例えば年間において行楽シーズン等イベント開催に適した季節や日程を半数以上利用する)は公の施設として問題になりますでしょうか。また、市民等の一般利用への配慮についてどのように行すべきか市のお考えをご教示ください。	野外ステージの管理許可使用料については全額減免になりますが、営利目的のイベント開催に際しては、行為許可使用料が発生します。独占的な利用について具体的な基準はありませんが、市民等の一般利用については配慮いただきたいと考えています。また、指定管理者によるイベント開催数については年間の野外ステージ利用計画や具体的な開催内容・目的等を踏まえ、市と調整の上で決定することになります。
16	参加資格について	公募設置等指針	18	19	第3章_10._(1)_①_ア_③	認定計画提出者が建設業を営んでいる場合に、代表企業も建設担当企業として特定公園施設の建設業務を行うことやDB対象施設を請け負うことは可能でしょうか。	可能です。
17	参加資格について	公募設置等指針	18	19	第3章_10._(1)_①_ア_③	建設業務担当企業を構成企業としている場合に、その建設業務担当企業以外の協力企業として建設業務を分担することは可能でしょうか。	特定公園施設またはDB対象施設の建設業務にあたる事業者はすべて構成企業と位置づけてください。なお、建設業務担当企業から工事の一部について委任または請け負わせる企業については構成企業と位置付ける必要はありません。

質問回答書

番号	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
18	参加資格について	公募設置等指針	18	22	第3章_10._ (1)_①_ア_④	公募対象公園施設担当予定企業としてSPC等を設立する場合、SPC等に加わる企業は応募時に構成企業として位置付ける必要はございますでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	参加資格について	公募設置等指針	18	38	第3章_10._ (1)_①_イ	公募対象公園施設担当予定企業としてSPC等を設立する場合、SPC等に加わる全ての企業が「イ 実績や登録に係る事項」に定める運営実績を有する必要があるのでしょうか。	SPC等に加わる企業のうち少なくとも1者が、公募対象公園施設担当予定企業としての運営実績を有する必要があります。
20	応募手続きについて	公募設置等指針	20	8	第3章_10._ (2)応募手続き	応募手続きについて、参加申請後に辞退をする場合のペナルティ等はあるでしょうか。ある場合は、どの時点からどのようなペナルティが適用されますか。	応募手続き中(参加申請後)の辞退について、特にペナルティの設定はありません。
21	プレゼンテーションについて	公募設置等指針	20	19	第3章_10._ (2)応募手続き	プレゼンテーション及びヒアリングについて、パワーポイントを用い、プロジェクターに投影の上、説明できるとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な実施方法は未定です。プレゼンテーションの実施要領は公募設置等計画等の提出者に個別に通知します。
22	管理許可施設の管理許可について	公募設置等指針	24	30	第3章_10._ (8)_⑥管理許可施設の管理許可	管理許可施設の管理許可に関し、公募設置等指針16頁に屋外ステージを管理許可施設とすることとあります。屋外ステージについては、特定公園施設(公募設置等指針14頁)と定められており、公募設置等指針24頁、5行目に整備に伴い工事エリアとして公園を占有する場合～原則として免除する。とあります。一方で管理許可施設を原状復旧する。原則、工事中も管理許可使用料を支払うとあります。これは、屋外ステージには適用されず、提案する管理許可施設にのみ該当する定めと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	リスク分担について	公募設置等指針	26	2	第3章_10._ (9)_①リスク分担	土壌汚染が発見された場合の負担者が協議事項で※があり、調査の費用負担は認定計画提出者とする。調査の結果～協議となっていますが、土壌汚染調査の第一段階の簡易検査は認定計画提出者負担、土壌汚染が分かった場合には詳細調査が必要になるかと思いますので詳細調査は横須賀市負担で宜しいでしょうか。	簡易調査、詳細調査にかかわらず調査費用は、認定計画提出者の負担になります。
24	リスク負担について	公募設置等指針	26	2	第3章_10._ (9)_①リスク分担	リスク負担区分表 文化財の発掘(公募対象公園施設)と地中障害物等の撤去(公募対象公園施設)について、内容欄に文化財の発掘による遅延や事業変更、地中障害物等の発見による遅延や事業変更との表記がありますが、それぞれ文化財の調査・保存にかかる費用や地中障害物等の撤去にかかる費用について明記がありませんが、これらの費用負担は協議事項でしょうか。	文化財の調査・保存にかかる費用は、協議事項、地中障害物等の撤去にかかる費用について、認定計画提出者の負担になります。
25	企業版ふるさと納税について	公募設置等指針	31	14	第3章_11. その他	企業版ふるさと納税について記載がありますが、本件公募での提案に企業版ふるさと納税を整備資金として充当する提案は可能でしょうか。	整備資金として充当する提案はできません。
26	企業版ふるさと納税について	公募設置等指針	31	14	第3章_11. その他	企業版ふるさと納税で寄附をされる方が、構成企業や協力企業、また将来の公園運営を通じて関係者および利害関係者等であり、開業後の公園運営やイベントに携わることがあっても問題はないでしょうか。	企業版ふるさと納税の制度をご確認ください。

質問回答書

番号	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
27	企業版ふるさと納税について	公募設置等指針	31	14	第3章_11. その他	本件プロポーザルの公募設置等指針に企業版ふるさと納税の記載があるため、寄付をすることが入札の条件のように見えてしましますが、企業版ふるさと納税の活用が必須となるのでしょうか。	企業版ふるさと納税は本件プロポーザルの提案とは関係なく公募の条件ではございません。
28	企業版ふるさと納税について	公募設置等指針	31	14	第3章_11. その他	企業版ふるさと納税で音楽イベントエリアの整備費に寄附があった場合、寄附をした企業に音楽イベントエリアを他社に優先して使用させることは、問題がないでしょうか。またその場合、税控除を受けることに横須賀市としては問題がないとの認識でしょうか。	No.26の回答をご参照ください。
29	企業版ふるさと納税について	公募設置等指針	31	14	第3章_11. その他	寄付を前提にした提案が可能で、さらに評価対象にもなる場合、寄付金額を大きくしてより魅力的な提案が可能になります。そうすると、寄付を増やす事で、選ばれる可能性が高くなります。つまり、企業版ふるさと納税の寄付企業が直接的な利益を得られるということになってしまうので、寄付を前提にした提案をすることはできず、提案をした場合でも評価対象にはならないという認識ですが間違いないでしょうか。また、評価対象にならない場合でも、提案を可能にしようとする公平な評価を妨げる可能性があるため、寄付を前提にした提案を認めないという認識ですが、間違いないでしょうか。	寄附を前提にした提案は不可とします。
30	企業版ふるさと納税について	公募設置等指針	31	14	第3章_11. その他	本事業では、Park-PFI 制度(公募設置管理制度)の活用とともに、三笠公園リニューアルコンセプトである「市内外から多くの方が訪れ、行きたくなる新たな魅力の創造・発信拠点 ～横須賀ならではの魅力を活かし、進化し続ける公園～」の実現に向けて地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)(以下「本制度」という)を活用した寄附を広く募集し、本制度により受領した寄附金を整備費等に充当することを想定している。本事業における企業版ふるさと納税の詳細については、以下のウェブサイトを確認すること。 と記載がありますが、下記について詳しく教えてください。 ①整備費の充当はどのような形でされるのでしょうか？ ②充当の対象としては公共の資産となる特定公園施設、DB対象施設という認識でよろしいでしょうか？ ③仮に民間の資産となる公募対象施設も想定されている場合は制度的に問題ない根拠などを詳しく教えて下さい。	三笠公園集客・交流拠点機能拡充事業に係る整備費等に充当することを想定しております。
31	企業版ふるさと納税について	公募設置等指針	31	14	第3章_11その他	企業版ふるさと納税について本事業(三笠公園集客・交流拠点機能拡充事業)の整備費に充当することを前提として、この募集要綱に記載されているのでしょうか。	No.27の回答をご参照ください。
32	企業版ふるさと納税について	公募設置等指針	31	14	第3章_11その他	企業版ふるさと納税について本事業(三笠公園集客・交流拠点機能拡充事業)の整備費に充当することを前提として、この募集要綱に記載されている場合、寄付を行う企業と応募する企業が同社もしくは資本関係等がある場合、寄付の代償(見返り)として禁止される事例に当たらないかご教示ください。	No.26の回答をご参照ください。

質問回答書

番号	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
33	企業版ふるさと納税について	公募設置等指針	31	14	第3章_11その他	企業版ふるさと納税について本事業(三笠公園集客・交流拠点機能拡充事業)の整備費に充当することを前提とした場合、充当の対象は特定公園施設またはDB対象公園施設において要綱に記載されている上限額の範囲で充当するという認識でよろしいでしょうか。	No.30の回答をご参照ください。
34	企業版ふるさと納税について	公募設置等指針	31	14	第3章_11その他	企業版ふるさと納税について本事業(三笠公園集客・交流拠点機能拡充事業)の整備費に充当することを前提とした場合、充当の対象は特定公園施設またはDB対象公園施設において要綱に記載されている上限額にプラスして充当するということでしょうか。	企業版ふるさと納税を充当した場合でも市が負担する整備費合計額の上限額は変わりません。
35	企業版ふるさと納税について	公募設置等指針	31	14	第3章_11その他	企業版ふるさと納税について本事業(三笠公園集客・交流拠点機能拡充事業)の整備費に充当し、特定公園施設またはDB対象公園施設において要綱に記載されている上限額にプラスして充当する場合、その金額を想定した提案を行うことは可能でしょうか。可能の場合、公募の公平性を保つために目安となる金額のご提示および特定公園施設またはDB対象公園施設のいつれかに充当か等、条件の明示をお願い致します。	No.34の回答をご参照ください。
36	企業版ふるさと納税について	公募設置等指針	31	14	第3章_11その他	企業版ふるさと納税について本事業(三笠公園集客・交流拠点機能拡充事業)の整備費に充当し、特定公園施設またはDB対象公園施設において要綱に記載されている上限額にプラスして充当する場合、その金額を想定した提案を行うことは、評価の対象になるのかご教示ください。	No.34回答をご参照ください。
37	企業版ふるさと納税について	公募設置等指針	31	14	第3章_11その他	企業版ふるさと納税について、認定者確定後に充当金額が確定した場合、設計の見直し等協議変更となると認識でよろしいでしょうか。	No.34の回答に示すとおり、企業版ふるさと納税を充当した場合でも市が負担する整備費合計額の上限額は変わらず、設計の見直し等は生じません。
38	企業版ふるさと納税について	公募設置等指針	31	14	第3章_11その他	公募対象公園施設において認定後、公開されたプランに賛同し、企業版ふるさと納税を介して寄付があった場合、その寄付を奨励金として市から認定計画提案者へ渡るという可能性はありますでしょうか。その場合、本来、P-PFI制度において民間の資本を導入すべき施設に公金が導入される事になります。また、寄付を通じて間接的に民間施設の建設資金及び運営資金となりながらも節税対策になってしまうという事が生じ、かつ公募対象公園施設であるため公金が民間の利益創出に間接的に活用されることとなります。これは、公募対象公園施設の整備に賛同した企業等が、直接、民間の企業間で投資を行えばいいわけですが、これらの認識はあっていいますでしょうか。間違っている、もしくは別の解釈がある場合は、その内容をご教示下さい。 さらに、上記の事項において、公募対象公園施設に企業版ふるさと納税を介して市より奨励金として資金が充当された場合、応募者と納税者が、資本関係もしくは利益を供与できる関係等協力関係にあるなど、公募段階において寄付金活用の情報共有や意見交換が可能と想定されます。これについて、不当な節税対策に当たる可能性があるか解釈をご教示ください。	No.26及びNo.30の回答をご参照ください。

質問回答書

番号	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
39	企業版ふるさと納税について	公募設置等指針	31	14	第3章_11その他	応募者が、またはその協力等関係先が企業版ふるさと納税を利用した公募対象公園施設や特定公園施設等への寄付行為等を可能とする場合、公募の公平性の担保についてご教示ください。	No.26の回答をご参照ください。
40	”自由”さの確保について	別紙1 要求水準書	4	7	第3章_4_(6) “自由さ”の確保	自由さの確保について、最大限禁止事項をなくしと記載がありますが、現在の公園で禁止事項はどのような事項でしょうか。また、自由さを確保したとしても、必ず禁止にしなければならない事項はあるでしょうか。	下記三笠公園禁止事項が記載してあるページがございますのでご覧ください。 https://www.kanagawaparks.com/mikasa/news/202107260002184019.html また、都市公園内での禁止事項については、都市公園条例第8条に記載のある内容について、禁止事項としております。
41	市への協力について	別紙1 要求水準書	6	36	第3章_8_(3) 市への協力	認定計画提出者、設計業務担当企業及び建設業務担当企業は、本市の求める資料の作成や説明等について協力することとありますが、具体的に作成を想定している資料をご教示下さい。	現時点で具体的に作成を想定している資料はございません。
42	営業時間について	別紙1 要求水準書	7	7	第3章_8_(4) 施設の供用日及び供用時間	公園の供用時間の記載がありますが、設置予定の公募対象公園施設の営業時間については、供用時間内の任意の時間帯で営業時間を設定してもよろしいでしょうか。また、公募対象公園施設の営業について、定休日を設定してもよろしいでしょうか。	公募対象公園施設の営業時間及び定休日は任意に提案可能ですが、公園利用者が日常的に利用することが可能な範囲で設定してください。
43	特定公園施設等設置可能範囲	別紙1 要求水準書	14	11	第7章_1特定公園施設等の範囲	特定公園施設等設置可能範囲について、中央広場や円形池の機能を損なわず、整備工事期間中のイベント等の利用が可能であれば、図に召された範囲を多少超えても問題ないという認識でよろしいでしょうか。	図に示された範囲は正確な境界を示すものではないため、図に示された範囲を多少超えることは問題ございませんが、本市と協議の上、本市が承諾した範囲に限ります。
44	交流エリアでの大規模な音楽イベントについて	別紙1 要求水準書	15	14	第7章_3_(1)_① 交流エリア	交流エリアにて想定する活動例の一つに「大規模な音楽イベント」等の記載があるが、音楽イベントエリア以外でも、交流エリアで音楽イベントの開催を推奨もしくは想定しているのかご教示ください。	交流エリアでの音楽イベントの開催も想定していますが、要求水準書に示す活動例はあくまでも想定であり、活動内容については自由に提案してください。
45	野外ステージの規模について	別紙1 要求水準書	16	1	第7章_3_(1)_② 音楽イベントエリア	大屋根については200㎡以上と規模の指定がありますは、野外ステージについては既存の野外ステージ同等であれば規模は特に問わないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	野外ステージの規模について	別紙1 要求水準書	16	1	第7章_3_(1)_②音楽イベントエリア(野外ステージ及び大屋根広場)	音楽イベントエリアについて大屋根(200㎡)を整備することとありますが、野外ステージには規模の指定はない認識でよろしいでしょうか。	No.45を参照してください。
47	大型遊具について	別紙1 要求水準書	17	5	第7章_3_(1)_⑤大型遊具	大型遊具について既存遊具を撤去する場合、既存の遊具と同等程度の機能を確保する遊具を整備することとありますが、同等程度とは解釈が多くあり、提案者の判断でよいでしょうか。	事業者の提案に任せるものとしますが、同等程度であることをあわせてお示しください。
48	管理事務所の改修および建て替えについて	別紙1 要求水準書	17	12	第7章_3_(1)_⑥その他	管理事務所の改修および建て替えを行う場合、トイレ整備内容は現状の仕様同等以上という認識でよろしいでしょうか。また、管理事務所に隣接するトイレ棟の改修および建て替えを行う場合も同様の認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。管理事務所併設トイレ、管理事務所に隣接するトイレ棟の改修・建て替えを行う場合は、既存トイレの仕様同等以上の機能を求めるものとします。

質問回答書

番号	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
49	DB対象施設の整備範囲	別紙1 要求水準書	17	15	第7章_3_(2)DB対象施設	DB対象施設について整備範囲は、特定公園施設等設置可能な範囲と同様という認識でよろしいでしょうか。また、インフラ施設や照明施設等、およびそれに伴う舗装等の改修については、中央広場や円形池の機能を損なわず、整備工事期間中のイベント等の利用が可能であれば、その範囲を超えても構わないという認識でよろしいでしょうか。	DB対象施設の整備範囲についてはご理解のとおりです。 範囲を超えることの可否については、質問No.43をご参照ください。
50	DB対象施設の基盤施設について	別紙1 要求水準書	17	15	第7章_3_(2)_①基盤施設	既存のさざなみの階段やせせらぎの小道等を使用されている自然石について路盤や構造物の基礎などに再利用及び場内処分は問題ないという認識でよろしいでしょうか。	再利用するものやその活用方法により判断がこととなりますので、詳細は協議とさせていただきます。
51	基盤施設について	別紙1 要求水準書	17	18	第7章_3_(2)_①基盤施設	基盤施設に関する記載の中に、「歌碑「横須賀組曲」、「みどりのちかい」の碑、財団法人みどりまち・かながわ県民会議記念碑については、解体・撤去を不可とあります。それぞれ現在どの位置にある碑でしょうか。また、移設にあたり機能等で配慮すべき事項はあるでしょうか。	要求水準書添付資料2にモニユメントの配置図を追加いたします。 歌碑「横須賀組曲」は、電気の配線がございますが、配線の移設は不要です。
52	インフラについて	別紙1 要求水準書	17	30	第7章_3_(2)_②インフラ	敷地の一番奥の米軍基地側に掃除用流しがあるかと思いますが、参考資料2で給水管は通っているのが確認できましたが汚水管の記載がありません。排出先は雨水と同じ海へ放流でしょうか？別に汚水管の図面があれば提供をお願いします。	流しではなく散水栓となりますので、汚水管はございません。
53	確認申請提出機関について	別紙1 要求水準書	20	1	第8章_1_設計業務に関する要求水準	確認申請提出先は民間の審査機関でも宜しいでしょうか。	指定はございません。
54	市の指示による設計変更について	別紙1 要求水準書	20	17	第8章_1_(1)業務の基本方針	認定計画提出者または設計業務担当企業は、市の指示による設計変更について適切に実施とありますが、指示に伴う整備費の増額については協議という認識でよろしいでしょうか。	市による設計変更に関する追加費用または損害の負担については施設種別や設計変更の事由によって異なります。詳細は実施協定書案第23条をご確認ください。
55	工事監理業務について	別紙1 要求水準書	21	7	第8章_1_(2)_⑥工事監理業務	建設業務の品質管理、工程管理、安全管理が実施され、要求水準が満たされた施設が構築されているか、中立的な立場で監理することとありますが、工事監理とは、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているか」を確認すること（建築士法第2条第7項）と定義されています。工程の状況確認については行いますが、品質管理、工程管理、安全管理については建設業務担当企業が担うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	多彩なイベントのコーディネートについて	別紙1 要求水準書	24	30	第9章_2_(2)_①多彩なイベントのコーディネート	新たなカルチャー創出のきっかけとなるように、アーバンスポーツ教室やキッチンカーなどの日常的イベントとありますが、休日に小規模なキッチンカーを誘致する場合に使用料は必要でしょうか。月内に2日程度のキッチンカーによる出店を月例イベントとした場合、管理許可（土地）が必要との判断となるのでしょうか。	管理許可（土地）は不要ですが、行為許可を得る必要があります。行為許可使用料をお支払いいただきます。
57	提出書類について	別紙3 提案様式集	4		3. 提案時の提出書類	提出書類について指定枚数であれば両面印刷で2ページ使用としても宜しいでしょうか。	提案時の提出書類（様式8-1～様式13）についてはすべて片面印刷としてください。それ以外の様式については両面印刷を可とします。

質問回答書

番号	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
58	企業名を類推できる記載(ロゴマーク等)について	別紙3 提案様式集	5	22	第2章_3.企業名等の記載	提案時の提出書類は、代表企業及び構成企業の企業名を類推できる記載(ロゴマーク等)はしないこと。とありますが、協力企業については、明記しても問題ないのでしょうか。	協力企業を記載することは可とします。
59	提出書類について	別紙3 提案様式集	23		様式7	実績を証する書類本様式は、合計で3件まで作成が可能とありますがそれは応募グループ単位で3件か、または構成企業ごとに3件ずつ作成しても宜しいのかご教示ください。	構成企業ごとに3件までとしてください。
60	添付資料について	別紙3 提案様式集	-	-	様式3-1(応募企業用)様式3-2(応募グループ用) 参加申請書	添付する資料のうち納税証明書は『※最近2年間の滞納がないことを証明できるもの』とありますが、消費税及び地方消費税に関する証明は納税証明書(その3の3)のみでよいという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	添付資料について	別紙3 提案様式集	-	-	様式3-1(応募企業用)様式3-2(応募グループ用) 参加申請書	参加申請書に添付する書類で法人税確定申告書についてですが、直近のもの一年分でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	添付資料について	別紙3 提案様式集	-	-	様式3-1(応募企業用)様式3-2(応募グループ用) 参加申請書	財産目録又はこれらに相当する書類(直近1期分)とありますが、これはこういった内容のものが記載されたものが必要でしょうか。見本等がありましたらご教示ください。	これらに相当する書類の一例としては、勘定科目内訳明細書を提出していただいても構いません。
63	建設業務の実績を証する書類について	別紙3 提案様式集	-	-	様式7-4	建設業務の実績を証する書類について、建設担当企業のうち一社に三笠公園と同程度規模(3ha)の都市公園の建設業務実績がある場合、横須賀市競争入札有資格者名簿において、業種区分「工事」、営業種目「土木一式」で登録が認められている市内業者の確認をして頂く書類は、様式7-4を利用すればよいでしょうか。この市内業者に三笠公園と同程度規模(3ha)の都市公園の建設業務実績がなくとも、建設担当企業のうちいずれか一社があればよいとの認識でよろしいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。なお、市内業者とは、かながわ電子入札共同システムの資格者名簿に登録された所在地が横須賀市内である業者を指します。
64	指定管理業務の実績を証する書類について	別紙3 提案様式集	-	-	様式7-5	指定管理業務の実績を証する書類について、維持管理業務担当企業に三笠公園と同程度規模(3ha)の都市公園の指定管理業務実績がある場合、プロジェクトマネジメント担当の代表企業も提出が必要でしょうか。その場合、代表企業も三笠公園と同程度規模(3ha)の都市公園の指定管理業務実績が必要でしょうか。	三笠公園と同程度規模(面積約3ha)の都市公園の指定管理業務実績を求めるのは、維持管理業務担当企業に対してのみです。
65	資金調達計画について	別紙3 提案様式集	-	-	様式8-4-2 投資計画及び資金調達計画(2)資金調達計画	資金調達計画に出資金の欄やその他の欄に、事業に賛同する企業からの企業版ふるさと納税の寄付金を計上することは可能でしょうか。	不可とします。
66	施設整備費内訳について	別紙3 提案様式集	-	-	様式11-1 施設整備費内訳	公募対象公園施設整備内訳・特定公園施設整備内訳・DB対象施設整備内訳について各項目が提案時の概算金額で記載をしていますが、合計額は変更することは致しませんが、実施時に項目ごとに金額が変更見直しをすることは可能でしょうか。	特定公園施設整備費、DB対象施設整備費それぞれの合計額に変更がないのであれば、本市と協議の上、本市が承諾した場合は、それぞれの整備費の内訳を変更見直しすることを可能とします。

質問回答書

番号	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
67	提出図面について	別紙3 提案様式集			様式9-1-2	①～⑥まで提出図面の提出が求められていますが、その図面の精度は基本計画段階（施設等の配置、主な仕様、動線、ボリュームがわかる程度）の図面でよろしいでしょうか。	基本計画段階の図面で問題ございません。
68	認定計画提出者について	別紙6 実施協定書（案）	12	2	第3章_第1節_第25条工事責任者の設置	認定計画提出者は、本件工事の着工前に、工事責任者を設置し～とありますが、これは、代表企業に籍を置く者である必要はございますでしょうか。また、設置する工事責任者には施工管理技士等、保有資格の要件はございますでしょうか。	代表企業である必要はありませんが、すべての工事を把握し運営、監理できる者を配置してください。また、資格要件はございません。
69	来園者数について	資料1 基本計画	9	2	三笠公園の運営管理状況_来園者	三笠公園の利用者数を公表頂いていますが、この利用者数はどのような集計方法で計測された数値でしょうか。	記念艦三笠の来場者数に係数をかけて算出しております。
70	音楽噴水池の廃止とトライアルサウンディング（社会実験）の実施について	資料1 基本計画	11	5	第1章音楽噴水池の廃止とトライアルサウンディング（社会実験）の実施	事業者公募に向けた三笠公園のPRや、リニューアルに向けた公園の現状や課題などを把握を行いました。とありますが、トライアルサウンディングで出た課題事項を共有していただくことは可能でしょうか。	トライアルサウンディングの結果概要は横須賀市ウェブサイト（ https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5560/event/mikasa_park_challenge.html ）に公表していますのでご確認ください。
71	既存公園施設について	添付資料2 現況公園施設・設備機器一覧	1	-	-	施設の一覧、概要詳細を記載いただいてますが、確認申請時に添付ができる構造・建築面積・延床面積・階数・高さが分かる『既存施設一覧表』を提供していただくことは可能でしょうか。	既存施設一覧表として、作成はしておりません。公募対象公園施設第2章1.（2）対象地の概要、添付資料2、参考資料2をご確認ください。
72	多目的・賑わいゾーンについて	添付資料3 事業範囲平面図	-	-	事業範囲平面図	音楽噴水池を改修し利用を検討していますが、既存の池底盤のコンクリートをそのまま残し、その上部に盛土し、封じ込めをすることは問題ないでしょうか。	関係部署と協議の上、活用方法によっては封じ込めが可能となることもあります。